

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「自然の恵みが人を呼ぶ里」ひのかげ再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県 、 西臼杵郡日之影町

3 地域再生計画の区域

宮崎県西臼杵郡日之影町の全域

4 地域再生計画の目標

日之影町は、宮崎県の最北端に位置し、総面積 277.68 km²の約 92%を森林が占める自然豊かな農山村地域で、北部の一部は祖母・傾国定公園区域に指定されており、主峰の傾山、五葉岳、丹助岳などの有数な山岳は動植物の森林生態系保存地域にも指定されている。また、全国から認められた観光資源も豊富で、日本の棚田百選に認定された「石垣の村戸川」、国の登録有形文化財に指定された「英国館」、日之影温泉駅から戸川集落までを結ぶ「渓谷トロッコ道」は日本の遊歩百選に認定されている。こうした観光資源に加え、「栗」・「ゆず」などの加工品や地域の生活や産業と密接に結びついた「かるい」や「めんぱ」などの伝統的工芸品、神楽や歌舞伎などの伝統芸能、日本一の規模を誇る青雲橋や龍天橋、天翔大橋なども有し、これらを自然の恵みと位置付け、点から線へと連動させた「自然の恵みが人を呼ぶ里」づくりを目指している。

こうした中、広大な森林面積を有する本町にとって、基幹産業としての林業の振興を図るほか、豊富な森林資源を活かした施策の推進が地域再生を図る上で重要である。

現在整備中の運動公園の隣には、自然林をそのまま残し、森林内のジョギングや散策を楽しむ通路を整備し、健康増進とスポーツ交流人口の増加を目指している。

また、森林のもつ心身の癒し効果を医学的に解明し、特に都市部の住民のストレス解消や健康回復、リハビリテーションに役立てる「森林セラピー」を推進しており、この度の全国公募において森林セラピー基地の候補地として認定登録されるなど、豊かな自然を有効的に活用した新たな魅力の創出が期待されている。

このように、生産形態としての林業のみならず、観光やレクリエーション機能にも留意した総合的な森林活用事業を展開することで、集客を図り町の活性化につなげたい。

しかしながら、本町は急峻な地形であることから、狭隘で危険な箇所が多く存在し、観光地や拠点施設へのアクセスが十分に確保されていない地域が多く、このような課題を早急に解決することが求められている。

このような目標を達成するため、地域の重要なインフラである町道と林道を一体的に整

備し、あわせて他の関連事業との連携を図りながら、森林資源を活かした産業基盤の確立を目指すとともに、日之影の「自然の恵み」を求めて人が行き交い観光が発展する環境を整備することで、自然の恵みが人を呼ぶ里づくりをさらに推進する。

(目標1) 森林へのアクセス効果(短縮時間:20分)

(目標2) 一般交通走行効果(短縮時間:30分)

(目標3) 観光・交流人口の増大(計画期間終了後:年間244,000人 270,000人)

(目標4) 木材伐採・搬出経費縮減効果(1m³あたり1,000円)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

主要幹線林道である「林道宇目須木線」、集落内路線として重要な機能を持つ「林道内ノ口線」「林道矢形の的線」、隣接する高千穂町との連絡路線となる「林道黒原煤市線」を整備し、森林へのアクセス改善や施業の効率化などによる林業の振興を図るほか、森林内散策の促進や森林浴を満喫できる環境を構築し、観光客の増大を図る。

また、町道をあわせて整備することで、いっそうの効果発揮につなげる。特に「町道竹の原松の内線」は、本町の代表的な特産加工品の一つで都市部を中心に販売展開されている「柚子柿」の生産地である松の内集落へ通ずる道路、また、「町道鹿川梁崎線」は、町内有数の夜神楽や夏のキャンプで賑わう鹿川溪谷、神として崇められている巨大な石峰など有数の観光資源を有する鹿川集落へ通ずる道路であることから、これらの路線の整備を図ることは観光産業の振興に大いに寄与するものと期待できる。

このように、森林を活かしたまちづくりや観光産業に寄与する路線として必要な道路網を構築し、自然の恵みが人を呼ぶ里づくりをさらに推進する。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・町道(日之影町) 日之影町 3路線とも認定路線
- ・林道(日之影町) 日之影町 4路線とも地域森林計画に記載

[事業期間]

- ・町道(平成18~21年度)、林道(平成17~21年度)

[整備量及び事業費]

- ・町道 965m、林道 3,452m
- ・総事業費 575,040千円
 - 町道 470,000千円(うち交付金 235,000千円)
 - 林道 105,040千円(うち交付金 37,510千円)

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然の恵みが人を呼ぶ里」ひのかげづくりを達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

匠の里改修事業

熟練した技により作り上げられた伝統的工芸品を展示したり、実際に工芸を体験できる施設を整備し、匠の里づくり事業を推進する。

公営住宅整備事業

現在整備中の運動公園と隣接して公営住宅を建設し、娯楽と住環境の一体的整備を図り、定住化を促進する。

まちづくり活動推進事業

・新ふるさとづくりサポーター育成事業

町民で結成され、地域の資源を活かした自発的で独創的な地域づくり活動を行おうとする団体やグループを支援する。

・資源の説明看板設置事業

町内の代表的な観光資源や文化財などを説明した案内看板を設置し、観光客の増大を図る。

・特産品 P R 活動推進事業

近年、需要が増加傾向にある「ほおずき」の P R 活動を大都市圏を中心に展開し、消費拡大を図る。

森林居住環境整備事業により、下刈りや間伐等を積極的に行うほか、用排水の整備や森林公園の整備を行い、地域住民の生活環境を改善し住民の定住化を促進する。

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間終了後に日之影町地域再生計画推進協議会が必要な調査を行い、関係機関及び地域住民等の意見を反映しながら改善策を検討していく。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし